

文教厚生常任委員会

薩摩診療所の今後の運営

具体的な検討に入る

薩摩診療所の運営については、医師と10年間の診療業務委託契約を結んでおり、平成19年3月末で契約が終了するとのことであります。

今後の診療所の運営については、平成18年度末に起債償還が終了することから、具体的な検討に入って行きたいとのことであります。



さつま町立薩摩診療所

介護保険法の改正による影響

対象者数300人～350人

持続可能な介護の確保という観点から介護保険法が改正され、10月から施行されました。今回の改正により、施設入所者の食費と居住費を払うことになる対象者数は、300人から350人程度で、このうち軽減措置がとられる方は260人程度になるとのことです。

介護保険料については、現在3600円であるが、今後3年間は同じように推移して行くのではとのことであります。

川薩地区介護保険組合への負担金

算定基準の見直しを協議

川薩地区介護保険組合への負担金については、均等割20%、高齢者人口割80%とのことであり、過去5年間の要介護認定の実績を踏まえると、均等割10%、実績割90%程度が妥当ではないかと考えられることから、薩摩川内市と協議を進めて行くとのことであり、認定の実績を踏まえると、